

住まいるクラブサポート会員規約

2020年7月31日 制定
2024年3月15日 改正・施行

第1条(目的)

1. 積水ハウス株式会社(以下、「当社」という。)は、当社が建築した建物の所有者等に対し、建物のメンテナンスサポート、建物価値の維持および豊かな暮らしの実現に役立つ情報・商材・サービスの提供等、継続的な価値提供を行うことを目的として、「住まいるクラブサポート」(以下、「本サポート」という。)を運営します。
2. 住まいるクラブサポート会員規約(以下、「本規約」という。)は、本サポートの運営、利用等に関する諸条件を定めるものです。

第2条(会員)

本サポートに入会する会員(以下、「本サポート会員」という。)の要件は、積水ハウス Net オーナーズクラブの会員であり、かつ、同クラブ会員規約第3条2項で規定する「戸建所有者」であることとします。

第3条(入会)

本サポート会員として入会しようとする者は、当社所定の入会手続きを行い、入会金と入会翌月分の会費を納めることにより、入会が成立します。(ただし第4条3項の場合を除く。)

第4条(入会金および会費)

1. 入会金は、1650円(税込)とします。
2. 会費は、月額550円(税込)とし、入会翌月以降の1日時点で本サポート会員である者に対して、当月分の会費が発生するものとします。入会時は、入会日当月の会費は無料とし、入会金と入会翌月分の会費を合わせて支払うものとします。
3. 引渡日から2年を経過していない建物のみを所有する者が本サポート会員として入会する場合は入会金の支払いを不要とします。また、月会費においても2年を経過するまでは無料とします。
4. 入会金および会費については、いかなる場合でも返金致しません。
5. 入会金と会費は、当社が指定する方法により登録されたクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

第5条(アフターサービスクーポンの発行)

1. 本サポート会員には、当社のカスタマーズセンターのアフターサービス時に発生する工事費用が割引される電子クーポン(以下、「アフターサービスクーポン」という。)を進呈します。
2. アフターサービスクーポンは入会日の翌日に1枚進呈し、入会日の4ヶ月後の翌月1日から4ヶ月毎に1枚進呈します。尚、クーポン発行日は、対象月の15日とします。
3. 本サポート会員の戸建住宅の住宅部に対するアフターサービスのみが、アフターサービスクーポンの割引対象となります。
4. アフターサービスクーポン使用時の割引額は1枚あたり3300円(税込)を上限とし、費用の総額を超える割引はできないものとします。
5. アフターサービスクーポンの有効期限は発行から1年後の月末とします。
6. アフターサービスクーポンを利用する権利を第三者に譲ることはできません。

7. 引渡日から2年を経過していない建物のみを所有する本サポート会員には、アフターサービスクーポンを進呈しません。ただし、当該建物の引渡日から2年経過後の翌月1日以降、4ヶ月毎に1枚アフターサービスクーポンを進呈するものとします。

第6条(特別価格でのサービス・商品の提供)

1. 本サポート会員は、カスタマーズセンターや Net オーナーズクラブで当社が取り扱っているサービスおよび商品の一部を特別価格で購入することができます。
2. 前項の特別価格の内容については別途定めるものとします。
3. 特別価格でのサービス・商品の提供内容は、Net オーナーズクラブの住まいるクラブマート(Web Shop)でご確認いただけます

第7条(退会)

1. 本サポート会員は、いつでも積水ハウス Net オーナーズクラブより退会手続きをすることができます。退会手続きをした日の月末をもって退会となります。
2. 前項の手続きにより一度退会した者の再入会は妨げません。
3. 退会時に保有している第7条のアフターサービスクーポンは、退会と同時に失効します。しかし本サポート会員が、退会手続き前に当社にアフターサービスクーポン利用を申告し当社が受付している場合は、クーポンの失効を免れます。

第8条(会員の資格喪失)

1. 本サポート会員は、第2条に定めた要件を満たさなくなった場合、会員資格を喪失します。
2. 第4条に記載の会費の支払いが滞った場合、又は、本サポート会員が第9条に記載の禁止事項を行った場合、当社はその内容を鑑み、会員資格を喪失させる場合があります。

第9条(禁止事項)

本サポート会員は、次の各号に該当する行為を行なってはならないものとします。

- (1) 本サポートを営利目的で利用する行為または本サポートを通じて営利を得る目的の行為
- (2) 本規約および諸規定に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為またはそれらを逸脱する行為およびそれに類する行為
- (3) 本サポートに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- (4) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
- (5) 法律に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (6) その他、本サポート利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当社が判断する行為

第10条(本サポートの変更・中断・終了)

当社は、当社が必要と認めるときは、本サポート会員に対して当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本サポートの内容を変更、中断および終了することができるものとします。

第11条(規約の変更)

第10条の変更等に伴い本規約を変更したときは、当社の Net オーナーズクラブホームページに変更した旨を掲載することにより通知するものとします。

第12条(免責事項)

第10条の変更・中断・終了の結果、本サポート会員が希望するサポートを提供できない場合があります。このとき、本サポート会員が損害を被った場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

1. 入会手続きの際に頂きました本サポート会員の個人情報の取扱いに関しましては、以下の目的において利用致します。
 - (1)本サポートを提供すること。
 - (2)本サポートの向上を目的として、Eメール、郵便、電話等によりアンケート調査を実施すること。
 - (3)本サポートの向上を目的として、本サポート会員におけるEメールの開封状況、当社のWebページの閲覧状況、その他本サポート会員における本サービスの利用に関する情報を収集、および分析すること。
 - (4)本サポート会員に有益と思われる当社または当社子会社の情報を、Eメール、郵便、電話等により本サポート会員へ提供すること。
2. 前項の目的を達成するために、本サポート会員の個人情報を当社子会社に提供する場合があります。
3. その他、当社WEBサイト掲載のお客様情報保護方針に準拠致します。

第14条(問合せ窓口)

本サポートに関する問合せ窓口は次のとおりとします。

【問合せ窓口】

積水ハウス株式会社 カスタマーズセンター オーナーデスク

電 話:0120-070-542

受付時間 24時間 365日

第15条(その他)

本規約に関して、本サポート会員と当社の間で疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

以 上

附則

1. 本規約は2020年8月1日より施行する。
2. 本規約の改定は、2024年3月8日より施行する。(2024年3月 15日)